

## 千代田区特別養護老人ホーム入退所指針

### (目的)

第1条 この指針は、千代田区（以下「区」という。）内の特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所決定過程の透明性・公平性を確保するため、入所基準及び退所等に関する手続きを明確化し、円滑な施設サービスの提供に資することを目的とする。

### (入所対象者)

第2条 施設の入所申込みの対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 要介護認定を受け、要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかの区分と認定された者

(2) 要介護認定を受け、要介護状態区分が要介護1又は要介護2の区分と認定された者であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことに  
ついてやむを得ない事由があることにより施設への特例的な入所が認められるもの

2 前項第2号に規定する居宅において日常生活を営むことが困難なことに  
ついてやむを得ない事由とは、次に掲げる事由をいう。

(1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や  
意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(2) 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行  
動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心  
の確保が困難であること。

(4) 単身世帯又は同居家族が高齢若しくは病弱である等により家族等に  
よる支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が  
不十分であること。

### (入所申込み及び変更)

第3条 前条第1項に規定する者（以下「入所対象者」という。）は、施設へ  
の入所を申し込もうとするときは、千代田区特別養護老人ホーム入所申込書  
（兼変更届出書）（以下「申込書」という。）に必要書類を添付し、提出し  
なければならない。

2 前項に規定する申込みは、原則として入所対象者本人が行うものとする。  
ただし、入所対象者本人が申込みできない場合は、当該入所対象者の意思を  
確認した上で、次に定める者が入所対象者に代わって申込みすることができ  
る。

(1) 入所対象者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代  
理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から本人の身の回りの世話をしている者等で区長

が特に認める者

- 3 第1項に規定する申込みの受付場所は、区保健福祉部高齢介護課、高齢者総合サポートセンター相談センター及び施設とする。
- 4 第1項に規定する申込みをした入所対象者（以下「入所申込者」という。）は、申込内容に変更が生じた場合、改めて申込書を提出し、申込事項の変更申出を行うものとする。ただし、軽易な変更等に関しては、口頭によることができる。
- 5 入所申込みの有効期限は当該年度末日とし、翌年度の入所申込みの継続を希望する者は、再度申込を行うものとする。
- 6 既に施設に入所している者又は第6条第1項の規定に基づき入所候補者名簿に登載された者は、他の施設への申込みをすることができない。  
（入所申込者名簿の管理及び更新）

第4条 区は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、入所申込者名簿を作成し、管理するものとする。

- 2 入所申込者名簿の更新は、毎月初日に行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区が介護保険の保険者となっていない入所申込者については、別に管理する。  
（優先順番の判定）

第5条 区は、申込書に基づき、入所申込者の状況等を総合的に勘案し、別表「入所申込者名簿順番の判定基準」に基づきポイント化した上で、第2条第1項各号に該当する入所申込者ごとに当該入所申込者に係る施設入所の優先順番を決定する。

- 2 区は、前項の規定により決定された第2条第1項第2号に該当する入所申込者の優先順番に、同項第1号に該当する入所申込者数を加えて、入所申込者全体に係る施設入所の優先順番を決定し、当該優先順番を入所申込者名簿に記載する。
- 3 前項の決定は、毎月末日に、当該日の情報をもとに行うものとする。  
（入所候補者名簿）

第6条 区は、施設からの求めに応じ、当該施設に係る入所候補者名簿を作成し、当該施設の入所申込者名簿の優先順番の上位の者から順に登載を行う。ただし、医療的処置を必要とする者については、各施設の医療対応枠の状況に応じて登載を行うものとする。

- 2 入所申込者のうち第2条第1項第2号に掲げる者（自己の申告に基づく者を含む。）に係る前項の登載に当たっては、区は、施設と協議し、当該入所申込者が、同号に掲げる者に該当するかを判断する。
- 3 区は、前項の規定により同項の入所申込者が第2条第1項第2号に掲げる者に該当すると判断したときは、第1項の規定に基づき入所候補者名簿に登載し、該当しないと判断したときは、当該入所申込者に対し、その旨を通知

する。

4 第1項の規定により入所候補者名簿に登載された者（以下「入所候補者」という。）は、入所申込者名簿から削除する。

5 入所候補者名簿は、各施設が責任を持って管理・運用する。

（入所者の決定等）

第7条 施設は、入所候補者名簿に登載された者の中から順次、当該施設の入所者の決定を行う。

2 施設は、前項の決定に際し、入所候補者の心身状況により、当該施設への入所の受入が困難であると判断したときは、その旨を当該入所候補者、その親族又はその介護者に説明を行うとともに、区に報告するものとする。

3 施設は、第1項の決定に際し、第2条第1項第1号に該当する入所候補者が、要介護認定において要介護1又は要介護2に下がったときは、区と協議し、当該入所候補者が、同項第2号に掲げる者に該当するかを判断する。

4 区は、第2項の報告を受けたとき又は前項の規定により第2条第1項第2号に掲げる者に該当しないと判断したときは、当該入所候補者に対し、当該施設の入所候補者でなくなった旨を通知するとともに、当該入所候補者を入所候補者名簿から削除する。

（特別な事由による優先入所）

第8条 施設は、次に掲げる場合において、優先的に当該施設への入所を決定することができる。

（1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置委託による場合

（2）その他特別な事由による場合

2 施設は、前項の規定により入所を決定したときは、当該決定の内容等について速やかに第12条に規定する千代田区特別養護老人ホーム入所調整委員会に報告しなければならない。

（申込みの取下げ）

第9条 入所申込者（第3条第2項ただし書に該当する者を含む。）は、同条第1項の規定による申込みを取り下げようとするときは、区に対し、その意思表示をするものとする。

2 区は、前項の意思表示があったときは、入所申込者名簿又は入所候補者名簿からその登載を削除するものとする。

3 前項の規定により入所申込者名簿から削除された者は、その申込みを取り下げた日から起算して3月間、当該施設の入所の申込みを行うことができない。

4 第2項の規定により入所候補者名簿から削除されたものは、その申込みを取り下げた日から起算して3月間、施設の入所の申込みを行うことができない。

（入所の辞退）

第 10 条 施設は、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定に基づき当該施設への入所の決定をし、当該入所候補者に対し入所の意思確認を求めた際に、当該入所候補者が自己の都合により入所を辞退したときは、第 3 条第 1 項の規定による申込みを取り下げたものとみなして前条の規定により処理する。

2 前項の規定は、入所候補者が区外転出又は要介護認定において自立又は要支援 1 若しくは要支援 2 と認定されたときについて準用する。

(退所決定)

第 11 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で、退所を決定するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 要介護認定において自立又は要支援 1 若しくは要支援 2 と認定されたとき。

(3) 入所者本人、その親族又はその介護者が退所を強く希望しているとき。ただし、区又は当該施設が、提示された退所希望理由が適当でなく、かつ、入所者の退所後の生活が十分営むに足ると判断できないときを除く。

(4) 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護が困難であると認められるとき。

(5) 3 月を超える入院加療が必要となったとき。

(6) 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する入所者が、要介護認定において要介護 1 又は要介護 2 に下がり、当該入所者が同項第 2 号に掲げる者に該当しないと判断したとき。尚、施設は区に対し報告を行うとともに、当該入所者が同項 2 号に掲げる者に該当するか否かを判断するに当たって適宜意見を求めるものとする。又、意見の求めを受けた場合において、区は、当該入所者の心身・生活・家族状況等を十分把握し、関係者と協議した上で、施設に対し意見を表明するものとする。

(7) その他区又は施設が退所させることが適当と判断した場合  
(千代田区特別養護老人ホーム入所調整委員会)

第 12 条 区は、施設の円滑な運営を目指す連絡調整の場として、千代田区特別養護老人ホーム入所調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会についての詳細は、別に定める。

(情報公開)

第 13 条 入所申込者（第 3 条第 2 項ただし書に該当する者を含む。）等から求めがある場合は、入所申込者の入所申込者名簿順番等に係る情報を開示する。ただし、入所申込者名簿の優先順番の判定基準の根拠となる資料については、この限りでない。

(補則)

第 14 条 この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 26 日 27 千保在支発第 220 号）

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 千保在支発第 374 号）

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日 30 千保高介発第 952 号）

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日 31 千保高介発第 518 号）

この指針は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日 31 千保高介発第 837 号）

この指針は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日 31 千保高介発第 955 号）

この指針は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。